

平成 21 年 11 月 25 日

法制審議会 刑事法制部会 御中

殺人事件被害者遺族の会・宙の会

会 長 ○ ○ ○ ○

代表幹事 ○ ○ ○ ○

公訴時効制度に関する意見書

1 「宙の会」結成の経緯

宙の会は、平成 21 年 2 月 28 日、殺人事件被害者の遺族が殺人罪に対する時効制度の撤廃及び停止さらに国家賠償を求めて結成致しました。

＊ 別添参照

資料 1：「殺人事件被害者遺族の会・「宙の会」趣意書

資料 2：「時効制度撤廃に関する嘆願書」

資料 3：政権交代に伴う「宙の会」の公訴時効制度に関する～緊急声明～

当会の目的は、時効制度の見直しを通して、究極的には生命の尊厳の精神が国民に尊重され、安全な社会に至ることを願うところにあります。

現在、22 殺人事件の被害者（新宿歌舞伎町の放火焼死被害者 44 人及び世田谷一家 4 人殺害事件等：計 74 人）遺族が会員として活動し、賛助会員として約 100 名の方が加入され、本年 6 月に法務大臣宛嘆願書提出時には 4 万 5 千人の署名者（その後継続署名計 5 万人）の賛同を得ております。

2 法制審議会に対する意見

私達殺人事件被害者遺族の思いは、他の刑事事件被害者・遺族と比較して、まず被害者の主張および権利取得が全く叶うことがありません。そして、同時に殺害されたと同様の立場に立たされた私達遺族は、その後の人生がそれぞれ大きく狂わされた状況に、言葉に尽くせない無念の極みの思いがあります。

この世に生を受け、幼くして或いは志し半ばで、なぜ殺されなければならなかったのか。再び言葉交わすことも、抱きしめることも出来ないこの思いは、その立場になって、心臓から我が身の一部を捧げても戻るものなら戻して欲しいと神仏に祈ることさえあります。

多くの「犯罪被害者の会」が結成されて、被害者の権利及び被害者同士の共感を分かち合う活動が行われている中、殺人事件被害者の全国組織はあり

ませんでした。

それは、

- 発すべき被害者自身がこの世に存在しないこと
- 遺族にとって、あまりの衝撃に平常心に至るまで相当の年月を要していること
- 一方、なぜ救えなかったかと自責の念や社会の要らぬ風評（あのような所に行ったから、あのような仕事をしていたから等々）に悩まされてしまうこと
- その後の家族が生きるために、平穏を保ちたいこと

このような諸々の条件から、無念でありながら無念の声を組織としてまとめることが出来ない状況にあったと、概ね説くことが出来ます。背景には、必ず警察が犯人を捕まえてくれるだろう、そして法が犯人を裁いてくれるだろうという期待感がありました。

しかし、司法制度の改革が進められる中、遺族として法律を見つめ直した時、加害者はかけがえのない生命を奪っておきながら、自らの生命は何らの償いもなく全うできる法制度の矛盾に大きな疑問をもちました。法律とは、人が幸せに生きる権利を保障したものではないのでしょうか。生きる権利を奪った人を保障する法律が法律なのでしょうか。このような疑問を持った私達は、自然発生的にお互い連絡を取り合うようになりました。

中でもロス疑惑の「三浦容疑者逮捕」は、私達にいくつかの点で示唆するものがありました。

- 日本人が日本人を「米国」において殺害した容疑で、日本では一旦有罪としながら推定無罪となり、「米国」が裁いてくれることとなりました。加えて、もう一件の30年前の殺人容疑（被害者白石千鶴子さん）さえも捜査対象となっている。

「米国」には殺人に時効がない制度の法律効果を示してくれました。

- また、DNA等で犯人が特定できる性犯罪等には、時効停止措置が出来る

という、未解決事件に対しての教訓事項がありました。

さらに、「英国人留学生殺害事件」も教訓の一つになりました。

- そもそも時効制度のない英国人留学生が、「日本」において日本人に殺害されたことにより、時効制度の対象になってしまうという悲劇に日本国民として、国家の法体制の違いを実感させられました。

現在、両事件の被害者遺族

- ・ 米国在住ベーカー白石さん（被害者・白石千鶴子さんの姉）

・英国在住ウィリアム・ホーカーさん（被害者リンゼイ・アン・ホーカーさん）
とも「宙の会」会員として、わが国の時効制度撤廃に向けた活動に参加して
頂いております。

このように他国と比較した場合に、国によって生命の尊厳のとらえ方は何
故異なるのでしょうか、そもそもわが国の時効制度の根拠精神はどこにある
のでしょうか。自己問答の中で答えを見出せないでおります。報道の中には、
「被害者感情」に流されることなく慎重に制度を見直すべきとの評論もあり
ますが、私達も慎重に生命の尊厳を見据えた見直しを望んでおります。

さらに、私達会員の中には、すでに時効になった遺族の方も参加されてお
ります。時効になっても癒されることなく、むしろ被害者・娘さんに後押し
される思いで、後世の人のためにとの思いで参加していただいております。

その一人、札幌信金事件の生井さんは、犯人が特定され全国指名手配され
ながら、時効に至り、せめて犯人としての証を示したいという思いから、民
事訴訟を起こし、約1億円に至る賠償判決を得ました。しかし、国家が判決
を出しても、実態は得られることのない判決内容の矛盾を抱えています。

一方、広島県廿日市市女子高生事件の北口さんの場合は、わずか約3ヶ月
の違いで、時効が15年のままという、法適用の時間の格差に矛盾を感じて
いるところです。

最後に！

結論として、「宙の会」を代表して申し上げたいことは、人の生命の尊さに、
時間の区切りはあり得ない、被害者も加害者も生命の尊さは同じということ
を、殺された一人一人の被害者になり代わって無念の内をお伝え申し上げ、
法のあるべき正義を示していただきたいと願います。よろしくお願い申し上
げます。

以上

殺人事件被害者遺族の会・「宙の会」趣意書

この世に生を受け、天命を全うしてこそ、人は家族と共に生者必滅の理と心穏やかに受け止めることができるのではないのでしょうか。しかし、殺人によって、生命奪われた無念を、人は天命と呼ぶことはないでしょう。

私たち遺族の思いは、15 年・25 年の歳月で薄れることなど全くありません。ところが、法的には時効制度が存在し、15 年・25 年の月日が流れると犯人は何らの刑罰を受けることなく、堂々と社会の中で生きてゆけるのです。命の尊さについて、被害者と犯人を比較した場合、あまりにも矛盾であり残酷です。

殺された者は再び生きて返ることはありません。しかし、この世に正義が存在するなら、犯人に対し被害者の生命の尊厳に替りうる鉄槌を与えて当然と考えます。そのようにならなければいつまでも殺人という犯罪は無くならないと確信します。

私たち遺族の犯人への憤りは増すことがあっても薄れることは決してありません。他方、このような殺人事件が一件でも少なくならないかという強い願いがあります。その根底には、殺害された者そして遺族となった私たちと、同じような無念の生涯を味わっていただきたくないという思いがあるからです。そのためには、時効制度を撤廃し、人を殺害したら厳刑に至るという条理が保たれてこそ叶うものと考えております。

加えて、現在、未解決殺人事件の中で、DNA 等で犯人を特定する資料が残っている事件については、現在の法律をよくよく精査していただいて、起訴に持ち込んでいただきたい。そして、時効の停止を図っていただきたいと強く希望いたします。

日進月歩で科学が発達し、微物から犯人を特定できる時代になりました。例えば、DNA では犯人を 4 兆 7 千億分の 1 の確率で特定できるとの説明もあります。それならば、DNA に人格権を与えて、その人格権を有する者を起訴して、時効を停止する措置は、差し迫る時効を前にした遺族にとっては喫緊の問題です。

一方、すでに時効になった事件の遺族も、今なおやり場のない消えることのない憤りを持ち続けております。その無念の思いを遺族の叫びとして、時効撤廃の運動に参加し、法律を改正することによって、被害者の“死”が無駄では無かったと墓前に報告出来ればと考えております。

時はこうしていても刻一刻と過ぎてゆきます。時効問題について、“遺族だからこそ”殺害された本人の代弁者として“雄叫び”を上げ、殺人事件に対する「時効撤廃」、さらに、これまでの事件に対する「時効停止」措置を求めて、この度、遺族の会を立ち上げることと致しました。

時効制度撤廃に関する嘆願書

親のない子はおりません。どのような環境であれ、親にあやされているひとは、満面の笑みで子は応えていると思います。そして、その子の笑みにまた親は微笑み返ししながら、健やかな成長を願っていると思います。

しかし、その笑みが、ある日消えました。

その日から私たちは、遺族になりました。遺族・・・遺された家族です。遺された私たちに、親子で触れ合うあの満面の笑みに包まれた情景はもうありません。春になれば「花」に親しみ、夏になれば「水」に親しみ、秋になれば「紅葉」に親しみ、冬になれば「雪」に親しんだあの季節は返ってきません。

なぜ、こうなってしまったのか？ 毎日が思い出を追う日々です。夢でもいいからずっと傍にいて欲しいと願います。そして夢の世界が現実となるような逆転の世界にならないかと心から願ったりもします。時計はあの日に止まったままなのです。時の経過によって思いが薄れるとは、為政者の言葉だと思います。何よりも理不尽にして殺害された被害者の殺害される一瞬の思いは「驚きと恐怖」「助けの請願」「憎しみと絶望」・・・「なぜ殺されなければならないのか？」という薄れる意識の中で命を落として逝ったと思います。その一瞬から私たち遺族の「なぜ？」という意識が強く、そして大きく、そして時間とともに増しているのです。

この世に生を受け、生きるという最も尊い「生命の尊厳」を奪われた無念を、時とともに薄れるなどと誰が考えたのでしょうか。生命に替わる大切なものがあるのでしょうか。最も大切なものを奪われて、時の経過で忘れなさいという「時効制度」とは何ですか？

無念の中に逝った被害者、そして最も大切なものを奪われた私たち遺族が、「なぜ」この上お願いしなければならないのか。大きな矛盾を抱えながら、それでも国会にお願いしなければ、同じような被害者そして遺族をつくってしまうのではないか。そのような断腸の思いからここに「時効制度の撤廃」をこぶしを強く握りしめて、ひたすらお願い申し上げる次第です。

具体的には、平成 21 年 4 月 3 日森法務大臣が公表致しました「法務省勉強会」の公訴時効見直し 4 案（①時効制度の廃止、②時効期間の延長、③DNA 型情報などを被告として起訴し時効を停止、④「確実な証拠」がある場合検察官の請求で裁判所が時効の停止か延長を決定）について、可及的速やかな「時効制度の撤廃」に至る結論を導いていただき、法案の成立をお願い致します。

「宙の会」としては、上記 4 案検討の中で次の 3 点について、活動目的として運動を推進することと致しますので、重々ご配慮をお願い申し上げます。

1 時効制度の廃止

公訴時効制度の趣旨について、一般的には

- ① 時の経過とともに、証拠が散逸してしまい、起訴して正しい裁判を行うことが困難になること。
- ② 時の経過とともに、被害者を含め社会一般の処罰感情が希薄化すること。
- ③ 犯罪後、犯人が処罰されることなく日時が経過した場合に、そのような事実上の状態が継続していることを尊重すべきこと。

とされております。

私たち遺族は、遺族の感情論としてではなく、一歩も二歩も引いて国民の感情として冷静に判断しても、「生命の尊厳」という他の犯罪被害と比較にならない侵害に対し、被害者が被害者として判断されていない見解に対して、いかなる法益及び評論と比較衡量しても、「生命の尊厳」を超えて尊重すべき或いは守るべきものは存在しないと考えております。

公訴時効制度という法律は、「生命」という最も崇高な「尊厳」を喪失している法律と考えます。

2 公訴時効の停止

時効制度の廃止という法改正に至っても、不遑及の原則から未解決殺人事件には適用されない可能性があります。現在の刑事訴訟法には、公訴の提起を行うことにより、時効の進行を停止させる条文が存在しております。しかし、指紋等で犯人が特定され逮捕状を得て全国指名手配しておきながら公訴の提起がなされていない。また、DNA等で4兆7千億分の一人と特定できる資料が存在するのに公訴の提起に至る判断が示されていない。国家が処罰権を有している民主国家にあつて、処罰権を行使するために、まずは公訴の提起を考慮して時効停止の措置を拡大し、「生命の尊厳」を奪った犯罪に対する処罰権行使の機会を確保していただきたいと考えます。犯人と向き合い真実を明らかにする土俵の上に立たせていただきたいと願っております。

公訴の提起がなされれば、時効が停止し犯人と向き合えるという条文が存在するのですから、被害者の“死”に対する反証として、是非条文を“生”かしていただきたいと考えます。

3 遺族に対する国家賠償責任

国民の生命・身体・財産を守ることは国家の義務です。その為に国民は税金を支払い、国家に秩序の安定を委ねております。しかし、殺人事件の発生により、被害者は生命を奪われ、遺族は精神的にも財産的にも多大なる侵害を受けます。それに対し国家として、刑事・民事において処罰権・賠償権を行使することにより秩序の安定を図っております。しかし、時効制度の存在により、刑事においては発生から25年（平成16年前は15年）過ぎると処

資料3

平成21年9月9日

政権交代に伴う「宙の会」の公訴時効制度に関する

～ 緊 急 声 明 ～

「ある日」私たちは、かけがえのない大切な家族の生命を失いました。
一瞬にして私たちの生活も、「その時」を境に変わりました。

そして、毎年「命日」を迎えます。

故人となった家族との思い出は尽きなく、愛しさが込み上げます。思い出の中の時間は、「ある日」の「その時」から止まったままです。

私たちの両手・両足と換えられるのなら、両眼と換えられるのなら、尊い生命を返して欲しいと願うことさえあります。

しかし、どのように念じても、失われた生命は戻ってきません。あの楽しかったふれ合いの日々は戻ってきません。

一方、かけがえのない尊い生命を奪った未解決事件の犯人は、逃亡をしております。逃亡しながらも自らの生命を保ち続けているのです。

そして、我が国では法律によって、「ある時」が来れば何事もなかったように、一切の責任を負うことなく堂々と生きていけるのです。

- 生命の尊厳・至高性について、法律は何故一方的なのでしょう。
- 生命の尊厳・至高性を法律は、法益の原点に捉えないのでしょうか。
- 法律が示す正義とは、「ある時」までの限りある法益なのでしょう。
- 法律は生命を奪った者の生命を守り、奪われた戻らぬ生命は法益に含まれないのでしょうか。

そのような疑念を抱きつつ、本年2月28日、私たち「殺人事件被害者遺族」は「宙の会」を結成致しました。

そして、被害者の声なき声の代弁者として、人の生命の尊厳を極める社会こそが安全な街に至ると究極目標を定め、その為にはまず、人の生命の尊厳を奪って何らの責任を負わないという時効制度の撤廃こそが法律のあるべき道理ではないかと国民に訴えて参りました。

この間の「国民の声」、そして「法務省の対応」、さらに「民主党・公明党・自民党の順で応じたヒアリング」の過程で、時効制度の撤廃、加えて遡及の論点まで取り上げていただき、方向性に光明を見出しているところです。

この度の新政権には、これまでの方向性が一層加速することを大いに期待しております。新政権のマニフェストには「国民の声」を重視し、「国民の生活第

一」と掲げている政策実行の主張から、国民の安全につながる時効制度の見直しについては、喫緊の課題として受け止めていただけるものと確信しております。

公訴時効制度は、「刑事訴訟法第250条」の規定により、法定の時間経過後は、公権力が容疑者の訴追・刑罰を課すことを禁じるというものであります。

そもそも英米法系の国では、昔から凶悪事件に公訴時効がない中、我が国は明治近代化の名の下、1880年フランス法から、十分な検討もなく導入され、1908年に「10年」から「15年」に延長され、その後96年間変わらず2004年に「25年」に延長（05年施行）され現法規となっております。

公訴時効制度の趣旨について、一般的には

- ① 時の経過とともに、証拠が散逸して、正しい裁判を行うことが困難。
- ② 時の経過に伴い、被害者を含め社会一般の処罰感情が薄れる。
- ③ 犯人の事実上の継続している状態を尊重すべき。

などが挙げられております。しかし、いずれも多く疑念が指摘され、十分な説明になり得ないことは、既に多くの報道等からも明らかになっていると思います。

私たちの事件である殺人事件に対する公訴時効制度は、国家が国家として発展するための第一の要諦である秩序の維持を保つための権力＝すなわち刑罰権の行使を放棄するものであると考えます。

取り返すことの出来ない最も崇高な人の生命を奪った殺人行為に対して、国家が刑罰権を放棄することは法正義の実現に著しく反することと判断しております。

自らの行為に責任をもたない逃亡犯人に、国家が「ある時」を境に刑罰権を放棄することは、

- ・ 責任を果たすために自首した者、

また

- ・ 現場に留まり現行犯で逮捕された者、

或いは

- ・ 明らかな証拠を残して身元を明らかにして逮捕された者

と比較して、逃げ得を許すこととなり余りに理不尽と思われます。

証拠が散逸するとか、目撃者がいなくなるとか等の見解は、公訴の提起段階あるいは提起後に検討すべき問題であって、とにかく公訴提起の機会を残し、

「責任を問う機会・果たす機会」を国家責任において保つことこそ正義の実現といえるのではないのでしょうか。

そのことが自分の行為に責任をもつ国民の意識改革を醸成し、秩序の安定に結びつくことになるのではないのでしょうか。

以上の観点から政府に対し、平成21年5月3日付「時効制度撤廃に関する嘆願書」を提出しております。

私たち遺族の中には、多くの未解決事件の方がおります。

時効に至る前の事件解決を願いつつ、それでも支えとして時効撤廃を願い、さらに遡及の適用に至るよう、我が身を捧げる思いで願っております。

一日一日の経過が心に重く、時間との闘いを意識しております。

民主党のヒアリングの中で、元弁護士の議員が涙ながらに激励してくれたあの姿は、今脳裏に鮮明に焼きついております。

政権交代に伴い、ここにあらためて嘆願致します。

平成21年9月9日

殺人事件被害者遺族の会・宙の会

会 長 ○ ○ ○ ○

代表幹事 ○ ○ ○ ○ 他一同